

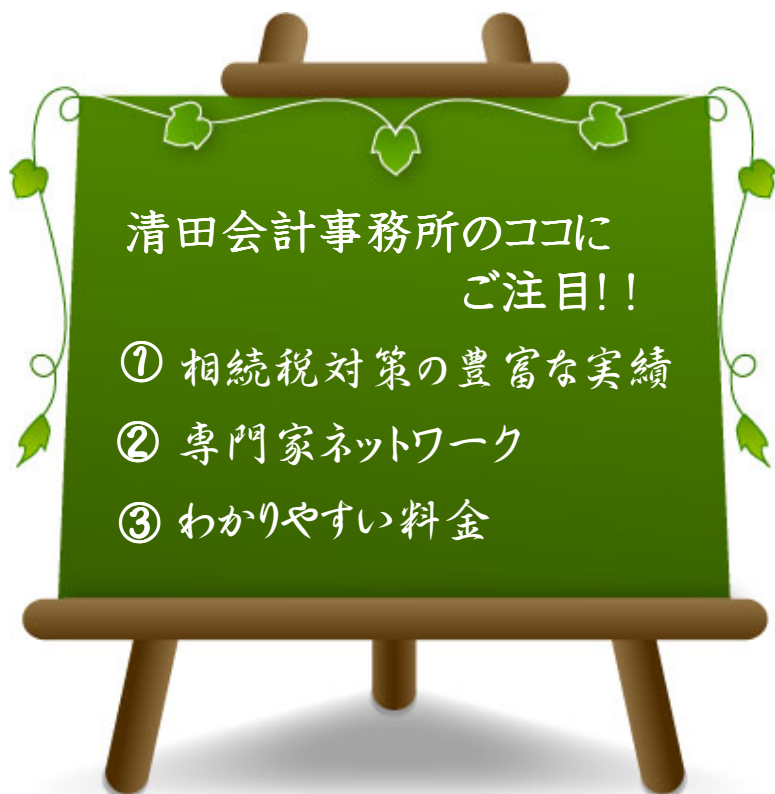
相続・事業承継対策専門

 清田公認会計士・税理士事務所

のご案内



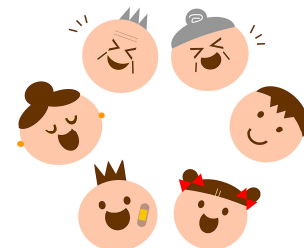
平成27年からの大增税時代の相続・事業承継 ご準備はもうお済ですか？



① 相続・事業承継対策専門の会計士が、貴社の状況にあったベストな選択肢をご提案します

② 経験豊富な弁護士、司法書士などの他の専門家とも連携し、どんな問題でも窓口となります（相続・事業承継の駆けこみ寺です！）

③ 事前お見積り、ご説明を徹底し、不明朗な追加料金などは頂きません！



相続税対策のサービスの流れ

1. 個別税務相談・大まかな税額の試算 1. は今なら無料！！

①相続税についてのご説明と税務相談(セカンドオピニオン)

はじめに相続税がどんな税金なのか、株式の評価はどうやるのか、わかりやすくご説明させていただきます。相続・事業承継について日ごろ疑問や不安に思われている事等についてのご相談に応じます。(通常 30分5250円)

②大まかな相続税額の試算(対策の要否の検討)

その後、概算シミュレーションや対策が必要か判断して頂くために、おおまかな税額の試算を行います。
節税対策が不要とわかっただけでもよかったという声も多く頂いています。



対策不要な場合は
料金はかかりません！

2. 概算シミュレーションと対策案のご提案

具体的な資料をもとに、現状の相続税額を試算し、複数の対策案をご提案、対策後の税額のシミュレーションを行います。通常2週間ほどでシミュレーション結果のご報告をいたします。

☆お申し込み、お問い合わせは☎092-821-3041まで
お気軽にお電話ください



相続・事業承継対策シミュレーションの料金のご案内

1. 基本報酬 30万円＋消費税
(会社所有の土地が2箇所以内の場合の株式評価額を含む)
2. 加算部分 (関連会社がある場合や3箇所以上の土地がある場合)
3箇所以上の土地 5万円 / 箇所
子会社や兄弟会社の株式評価 20万円～ / 1社

(料金例)

土地は本社と工場の敷地の計2箇所のみ

→基本報酬のみ

30万円＋消費税

子会社と兄弟会社 (いずれも土地が2箇所以内) がある場合

→2社分の株式評価を加算

70万円＋消費税



無料個別セミナー、税務相談のご案内

定期的の実施している相続・事業承継対策セミナーと同内容を貴社にご訪問してご説明させていただきます。

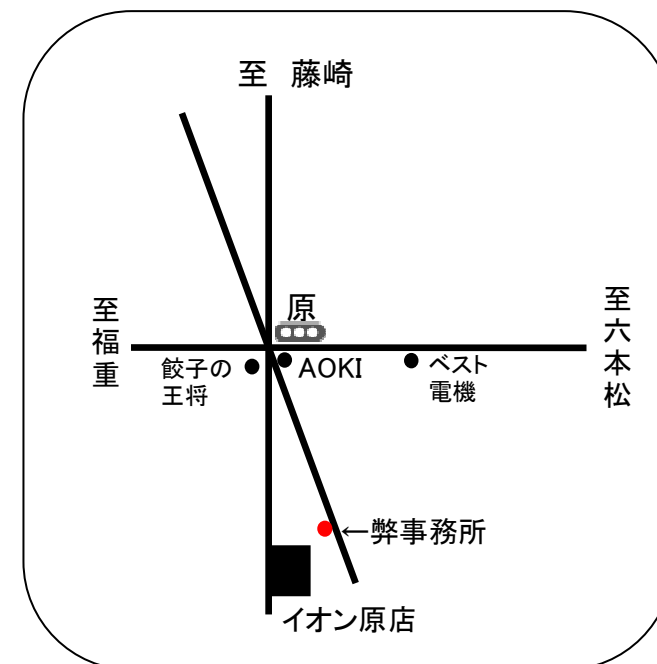
- ①. 相続税と株式評価の基本の解説
- ②. 【最新】平成25年の改正ポイント解説
- ③. 役員退職金等を用いた事業承継対策の事例等を紹介
- ④. 質疑応答、個別の無料税務相談



事務所概要

- 事務所名 清田公認会計士・税理士事務所
- 代表者 公認会計士・税理士 清田博之
日本公認会計士協会北部九州会所属 登録番号20325号
九州北部税理士会西福岡支部所属 登録番号119974号
九州大学大学院 経営学修士 法務博士
- 事務所所在地 〒814-0022
福岡市早良区原6-23-11-103
- 連絡先等 TEL/FAX 092-821-3041
E-mail: kiyota@ms01.jicpa.or.jp
URL: <http://www.kiyota-cpa.com>

アクセス



税理士紹介

早良区原の相続・事業承継専門税理士です



略歴

平成9年 福岡県立明善高校卒業(柔道部で汗を流していました)
平成13年 九州大学経済学部経営学科卒業
平成14年～ 公認会計士試験合格後多数の税務業務等を経験
平成25年8月 早良区原で相続専門の税理士事務所開業

好きな言葉
一期一会

趣味
旅行、読書

特技
柔道初段

是非、お気軽にお問い合わせください！



大增税時代の相続・事業承継の事なら、
相続・事業承継対策専門の清田会計事務所にお気軽にご相談ください！

 清田公認会計士・税理士事務所

〒814-0022

福岡市早良区原6-23-11-103

TEL/FAX 092-821-3041

Email kiyota@ms01.jicpa.or.jp

URL <http://www.kiyota-cpa.com>